

現代の行政監視とは？

行政監視委員会 専門員

おぶち りょう
小渕 亮

旧行政管理庁行政管理局長や国立国会図書館副館長を務められた岡部史郎氏の『行政管理』（昭和42年）は、今日においても行政管理の名著とあってよいであろう。同書はとも古く、同書の第5章「運営管理」第11節「事務管理」などは、現在にそのまま当てはめて読むことはできない。しかし、そのような部分を割り引いても、現代の行政を考える上で大変参考になる。

同章第7節「統制と監察」では、「行政は法令の執行にほかならないから、法令が、十分、監察のための基準を提供することができるという考え方があるとするれば、それは、かたよった法律万能思想にとらわれているか、または、近代行政の実態について無知を示すものである。」といている。さらに、「法令の規定は、最小限度の合法性の枠組みを提供するに止まり、行政が、能率的で、妥当であるような具体的な基準を与えてくれることを期待することはできない。」ともいっている。

旧行政管理庁行政監察局を引き継ぐ総務省行政評価局の活動（「行政評価・監視」、「政策の評価」等）からも同様の考え方が読み取れる。行政監察の機能を継承する「行政評価・監視」では、法令に違反しているか否かといった合規性だけではなく、適正性や効率性等が観点とされている。また、「政策の評価」では、政策の必要性、効率性、有効性等の観点から、政策の統一性、総合性を確保するための評価が実施されている。これらにおいては、法令が基準になるだけではなく、行政の計画的な運営の在り方や政策理念・大綱といったものも有用な基準になるであろう。また、目標設定の在り方や数値化あるいはエビデンス（evidence）といったものも、基準の設定において重要な要素である。

この考え方は議会の行政監視に対しても重要な示唆を与える。議会が行政を監視するに当たり、現代の行政は巨大であり、かつ、専門性が高く、法令すべてが詳細な内容をもつとは限らない。そのため、政策・制度が適正かつ有効に機能しているか、という観点が大切である。換言すれば、法令違反を監視するだけではなく、違反はないが有効性を欠いている、機能不全になっている、あるいは厳格な運用がかえって非効率を生んでいるといった現象にも、目を向けるべきだろう。

そのための方策の一つとして「行政評価・監視」や「政策の評価」の活用が考えられる。これらは行政内部のものであるが、その内容は議会にとって有用であり、また、議会による活用によってこれら自体もさらに良質化していくだろう。

上記の『行政管理』では、行政は計画的に運営されるべきものとして、「監察のはたらき」は、「基準の設定の促進に寄与する所が大きいように運用されなければならない」という。議会が行政を監視するに当たっても、よく考えるべき内容であると思う。